

ディーゼル自動車規制における輸入自動車取扱要綱

制定 平成 15 年 7 月 18 日付 15 環車計第 1 4 1 号局長決定

(目的)

第 1 この要綱は、軽油を燃料とする自動車（以下「ディーゼル自動車」という。）で、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）別表第 6 に掲げる粒子状物質排出基準の値より低い値である欧州連合加盟国又はアメリカ合衆国における排出ガス規制値に適合したものに条例第 37 条第 2 項ただし書を適用する場合の取扱い等について定めることを目的とする。

(対象自動車)

第 2 この要綱の対象とするディーゼル自動車（以下「対象自動車」という。）は、条例第 37 条第 1 項に規定する特定自動車のうち、外国において製作され本邦に輸入されたもので、次のいずれかに該当するもの（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 75 条の規定による型式の指定を受けていない自動車又は同法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えていない自動車に限る。）とする。

- (1) 車両総重量 3.5 トンを超えるディーゼル自動車で、当該ディーゼル自動車に搭載された原動機から排出される粒子状物質の量が、欧州連合の 1991 年 10 月 25 日付指令(91/542/EEC)に基づき、欧州連合加盟国において 1995 年 10 月 1 日から適用される排出ガス規制（ユーロ II）以降の規制値に適合したもの
- (2) 車両重量 8500 ポンド（3.8 トン）を超えるディーゼル自動車で、当該ディーゼル自動車に搭載された原動機から排出される粒子状物質の量が、アメリカ合衆国環境保護省（Environmental Protection Agency）の 1985 年 3 月 15 日付告示（50 FR 10605）に基づき、1994 年 1 月 1 日から適用される排出ガス規制以降の規制値に適合したもの

(取扱い)

第3 知事は、対象自動車について条例第37条第2項ただし書を適用する場合において、原動機の製造者が当該原動機に与えたアルファベット、数字等から構成される名称（原動機の細部の識別を表す部分を除く。）及び排気量が同じ原動機のうち当該原動機から排出される粒子状物質の量が同等と認められるもの（以下「同型輸入車原動機」という。）を搭載する対象自動車ごとに、条例別表第6の中欄に掲げるディーゼル自動車用13モードにより測定された値（以下「測定値」という。）をもって、当該同型輸入車原動機を搭載する対象自動車から排出される粒子状物質の量として取扱うものとする。

2 知事は、対象自動車の使用者から前項に規定する測定値の届出があったときは、当該対象自動車について、当該測定値が1キロワット時当たり0.25グラム以下である場合にあっては条例別表第6に掲げる平成15年10月1日から平成17年4月1日以降の知事が別に定める日の前日までの間適用する粒子状物質排出基準に、当該測定値が1キロワット時当たり0.18グラム以下の場合にあっては条例別表第6に掲げる平成17年4月1日以降の知事が別に定める日から適用する粒子状物質排出基準に、それぞれ適合するものとして取扱うものとする。

3 知事は、対象自動車の使用者から国内の公的試験機関においてシャーシダイナモメータ上で条例別表第6の中欄に掲げるディーゼル自動車用13モードによる測定を実施することができない旨及び欧州連合加盟国又はアメリカ合衆国において測定された当該対象自動車に搭載された原動機から排出される粒子状物質の量の値の届出があったときは、別に定めるところにより取扱うものとする。

(届出等)

第4 対象自動車の使用者が行う届出は、第3第2項による届出にあっては別記第1号様式に、第3第3項による届出にあっては別記第2号様式に必要事項を記載した上で、次の書類等を添付して行うものとする。

(1) 当該対象自動車の自動車検査証の写し

- (2) 第2(1)に該当する対象自動車にあっては欧州連合加盟国における排出ガス規制に係る国家認証機関が、第2(2)に該当する対象自動車にあってはアメリカ合衆国における排出ガス規制に係る認証機関が、それぞれ発行した当該対象自動車の原動機が当該排出ガス規制に適合していることを証する書面の写し及びその証明がなされる際に用いられた排出される粒子状物質の量の測定結果を記す書類の写し
- (3) 当該対象自動車に登載された原動機の同型輸入車原動機について、条例別表第6の中欄に掲げるディーゼル自動車用13モードにより測定された粒子状物質の値(条例第6に掲げる粒子状物質排出基準以下であるものに限る。)を記す書類の写し
- (4) (1)から(3)までの書類に記載されている原動機が、当該対象自動車に搭載された原動機の同型輸入車原動機であることを証明するもの
- 2 対象自動車を本邦へ輸入した事業者又は対象自動車の製造者は、対象自動車の使用者が前項による届出を行う前に、別記第3号様式に必要事項を記載した上で、前項(2)から(4)までの書類等を知事に届け出ることができる。
- 3 知事は、第1項に規定する届出を受理した場合にあっては別記第4号様式、前項による届出を受理した場合にあっては別記第5号様式による受理書を届出者へ交付する。
- 4 対象自動車の使用者は、当該対象自動車を本邦へ輸入した事業者又は当該対象自動車の製造者が交付を受けた受理書の写しを第1項(2)から(4)までの書類等に代えて知事に届け出ることができる。
- 5 第1項、第2項及び前項の届出の受付は、東京都環境局自動車公害対策部規制課において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月29日から施行する。